

ID: 1536

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	改善命令		
法令名 根拠条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第13条		
法令番号	平成20年法律第87号		
【基準】 法第13条の規定による。 (改善命令) 第13条 所管行政庁は、認定計画実施者が認定長期優良住宅建築等計画に従って認定長期優良住宅の建築及び維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。 2 所管行政庁は、認定計画実施者(第5条第3項の規定による認定の申請に基づき第6条第1項の認定を受けた分譲事業者に限る。)が認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定せず、又はこれを決定したにもかかわらず、第9条第1項の規定による第8条第1項の変更の認定を申請していないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日